審査基準及び標準処理期間

所属名	林務課 林業振興・府有林担当
内線番号	5002

No.	項目	内容
1	処分名	生産事業者の登録
2	法令名	林業種苗法
3	法令番号	昭和45年法律第89号
4	根拠条項	第10条
⑤	処分権者	 京都府知事(専行:広域振興局長、京都府京都林務事務所長)
6	法令の定め	(生産事業者の登録) 第十条 生産事業を行おうとする者は、その住所地(法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
7	審査基準	●林業種苗法第10条(昭和45年法律第89号) ●林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号) ●林業種苗法施行規則(昭和45年農林省令第40号) ●林業種苗法の施行について(昭和45年8月31日45林野造887号) ●林業種苗法の運用について(昭和45年10月9日45林野造第1246号)
8	経由機関名	-
9	協議機関名	-
10	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	_
	当該処分機関	-
12)	問合せ	林務課 林業振興・府有林担当(075-414-5002)
13	備考	